

ひまわりからの メッセージ

88号

2018.10.15.

NPO ひまわりの花内
西濃圏域
発達障がい支援センター

発行人: 中野たみ子

乳幼児期から大人まで

途切れのない支援と

多職種連携の大切さ



昨日、「先生、内定しました」と、嬉しいメールが届きました。小学生の頃から心配してきたEさんの就職内定の報せです。早速お母さんに電話をして、「本当に良かった」と喜びを分かち合いました。

ところで、発達障害者支援法ができて十数年が経ちましたが、発達障害に関する理解が進んでいるのでしょうか。世の中の理解も、家族や行政もまだまだという気がしています。

自分の子の特性を否定しつづける親さんや、逆に「発達障害だから何をやってはならない」と、開き直られる親さんもうっせやいます。誤学習をしまつて自分以外は皆悪いと言つて、わがままを通す子や、吐責の積み重ねで二次障害になつてしまった子、強度行動障害になつてしまった人たちなどを目

にすると、私たちは何ができるのか悩みます。

行政はどうでしょうか。教育、保健、福祉、医療などが連携していかねばならないと、おつと言われ続けているにもかかわらず、少数の時代錯誤の人たちによって、後退させられていく施策の現状を、私たちはただ指をくわえて見ていなければならぬのでしょうか。教育は教育で、保育は保育、福祉は福祉……と、縦割りに戻そうとする人たちは、発達障害のことを理解しようとせず無視しているように思えてなりません。例えば心理士の役割にしても、公認心理師として学校現場で、チーム学校の一員として活動していかねばならない未来の姿もあるのに、全くわかっていない人達には怒りを通りこして、哀れやさへ感じてしまいます。しかし、私達は、心ある人たちと手をたずさえて子どもたちの未来を守つていかねばなりません。面倒なことはやらなくていい、慣例に従つて可もなく不可もなく過ごしていればいいという考えの人たちの根底にある障害者差別と利己主義を心の目で見破つていく必要があります。そして何より子どもたちの命の尊厳を守つていかねばなりません。年を重ねてしまったけれど、あともう少し頑張らないと駄目かなあ……と、弱気になりそうな自分を、今、鞭打っています。

コスモスや秋明菊が咲き乱れる秋。私の大好きな季節なのです。秋は孤独が似合います。

福祉分野における

アセスメントと

個別の支援計画



運動会が終わり、学校では授業中心の日常になって、登校しづりの子がふえているのではないだろうか。継続訪問をしていても「休みがちです」という空席が気になります。子どもたちの居場所が「家でゲーム」では困りますが、現実には、そういう子もいて何とかしようと周りの関係者を悩ませています。さて今回は増かしつづけている福祉サービスについて触れてみたいと思います。

相談支援事業所

子どもたちが利用する児童の通所事業には、「児童発達支援事業所」と、「放課後等デイサービス事業所」があることは、ご存知ですね。これらの事業所へ通うためには、相談支援事業所で相談員の相談を受ける必要があります。

昔は、保健センターの健診で「学園に通ってみたら？」と勧められた保護者の方が、直接ひまわり学園やたんぽぽ学園などに行って相談をして、入園を決めていたのですが、今は、相談支援事業所で「サービス等利用計画書」を作成してもらうわけにはなり

ません。流れとしては次のようになります。

保護者

相談支援事業所でアセスメント

サービス等利用計画書(案)を作成

関係者を集めて担当者会議

(親・役所の担当課、事業所、学校等必要に応じて)

サービス等利用計画書作成

(療育と通所事業所で実施)

六ヶ月後のモニタリング

制度としての流れはこの様になっていますが、担当者会議が行われていないことも多いのです。本来は、その児童をとり巻く関係者が連携して計画を見直したり、合意するのが目的ですが、会議も全く行わず、サービス等利用計画書を郵送で通所事業所へ送りつけてくる所もあり、療育開始後六ヶ月後のモニタリングもなされてない所もあって、相談支援事業所の相談支援専門員の質が問われることになります。

もう一つ、児童の相談で問題となるのは、相談支援専門員が子どもの発達の見点が分からず、保護者の要求のままに計画を立ててしまうことです。子どもの発達ニーズがおきざりにな

れてしまうのです。(もちろん、そんな所ばかりではありませんが……)
相談支援にかかわる費用は、全て税金でまかなわれていますから
市町の役所は、相談員の質の向上も考えていくべきでしょう。

通所事業所

さて、今度は、実際に子どもたちが通っていく事業所のことについて述べたいと思います。

児童発達支援事業所は、ひまわり学園、たんぽぽ学園(神戸)
なないろ(大野)、池田町こぼの教室、あすなろの園(安八)いず
みの園(垂井)そよかぜ(養老)等、幼児期の子どもたちが通う所で、
早期の療育を行って、子どもたちの発達を支えていく事業所で、
保育士や教諭、言語聴覚士等の資格を有している職員によって
療育が行われています。

放課後等デイサービスは、小・中・高校など十八歳までの児童
を対象にしています。スタートした時には、職員の資格や資質に
ついては強く、現在は少しずつ内容についての見直しが行われています。
この二つの事業所には、「児童発達支援管理責任者」(通称
児発管)が居なければなりません。児発管は県が実施する
講習を受けて資格をもらうのですが、毎年、講習後に実施さ
れる試験(本を見ても可)に合格できない人が出ます。困ったこと
です。そんな児発管が信用できますか?!(私のつぶやき……です。)

児発管になった人は、「個別の支援計画」を作成し、保護者
の合意のもとに事業所の療育が始められるわけです。

児童の場合は、個別支援計画は①発達支援 ②家族支援
③地域連携という三つの項目立てをして、具体的な目標をた
てることになっています。

児童の通所事業所を 利用している保護者の方、学校
の先生方、一度見直してみてください。計画に三つの項目はあ
りますか? 相談支援事業所が立てた個別支援の目標をその
まま書き写してないでしょうか? そのお子さんの発達課題を
とらえて療育をしてくれる所でしょうか? 「家族支援」
の項目があっても、「お母さんを楽にする」とか「引きわたす時に希
望を聞く」とか、保護者主体になっていないでしょうか? お子
さんを育てていく時にお母さんたちが悩まれていることに対して、
子育てという視点で一緒に考えていくのが家族支援なのです。

通所事業所で、アセスメントがしっかりなされているのかど
うか、個別支援計画が本当にその児自身のものかどう
か(パソコン上で色々な子を一緒に同じ文章で作られて
いないか)六ヶ月後のモニタリングがなされているかど
うか、その上で新たな支援計画が示されたかどうか、
事業所を選ぶ時の目安になるのではないのでしょうか?

発達障害学生支援における

大学と地域の連携

10/14

岐阜大学

サテライトキャンパス

十月十四日、岐大のサテライトキャンパスで、高大連携、在学中支援、就労支援をテーマにシンポジウムがありました。

厚生労働省の発達障害対策専門官からは、現在の国の施策についての話があり、京都大学の船越準教授からは、現在、国公立大学や私立大学で取り組まれている障害のある学生に対する支援の実際について話を伺いました。又、岐阜大学での取り組みや(株)ケオビジネスサポートでの取り組みなど、世の中の変化を感じました。その報告は次回に回しますが、実はこの席に岐阜市長の柴崎氏がいらっしやったので、柴崎市長の話を少しお伝えしておきます。

「市長になる前、私はグレーゾーンの子どもたちの学習支援をしてきて、そのことが今に役立っている。二次障害で勉強にむかわなくなってしまう子もいて、自己肯定感の低い子もいた。彼らの将来を考えたとき、自己の障害特性と向き合えないままの大学生もいるが、早いうちに障害特性に気づくようなサポートが必要だと思った。もう一つは、就労後、その人たちにどんな仕事ができるのかを、役所だけでなく他の専門家の方

々と手をたずさえて定着支援ということを考えていかなければいけないと思う。今は一人ひとりに光をあてる時代になってきている。障害のある若い人材を地域の中でどう生かしていけるかを考えている。岐阜市では、インクルーシブアドバイザーを作った。今後、自治会への派遣なども行っていくことになると思う。岐阜には野田聖子さんもいて、差別解消法にも力を入れてきた……(以下略)

私たちは、まだ中高連携の所で足踏みをしている状態です。でも大学では、高校在学中から連携支援を始めると聞くと心強く感じる一方で、まだまだ進んでいけない現実をどうしていけばいいのか……と思います。

しかし、このシンポジウムに参加して、やはり……と思ったことは、講師の多くが指摘されたこと、「自己理解」ということでした。そして「生活習慣の安定」です。発達障害という特性理解は、社会で生きていくために必要なことであり、それは、家族にとっても大きな課題でしょう。発達障害者支援法の一部改正(平成二十八年)に「家族等を含めた支援」が付記されているのも、うなずけます。幼い時から就労を見ずえた支援を私たちは心がけていきたいものです。

お知らせ

十一月例会、十二日、奥の細道記念館です。